

○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二章の次に次の一章を加える。</p> <p>第二章の二 樹木採取権</p> <p>〔略〕</p> <p>(樹木採取区の指定)</p> <p>第八条の六 農林水産大臣は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、次に掲げる基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。</p> <p>一 当該区域の所在する地域において国有林野事業及び私有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興及び住民の福祉の向上に寄与すると認められるものであること。</p>	<p>(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二章の次に次の一章を加える。</p> <p>第二章の二 樹木採取権</p> <p>〔略〕</p> <p>(樹木採取区の指定)</p> <p>第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び私有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。</p> <p>〔新設〕</p>

二 民間事業者に樹木採取権を設定することにより、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進が図られること。

三 その他農林水産省令で定める基準に該当するものであること。

2 前項の規定による指定は、管理経営基本計画及び地域管理経営計画に適合したものでなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 樹木の採取と一体的に行う採取跡地における国有林野事業としての植栽に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

〔略〕

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準〔新設〕

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

〔略〕

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額

(以下「申請額」という。)

六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限り。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による樹木採取区の所在する地域における雇用の増大その他の当該地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に対する寄与に関する事項、樹木の採取と一体的に行う採取跡地における国有林野事業としての植栽に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 [略]

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請

(以下「申請額」という。)

六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限り。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 [略]

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請

者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

四 樹木の採取と一体的に、採取跡地において国有林野事業としての植栽を行うことが見込まれること。

五 前各号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、事業の実施による樹木採取区の所在する地域における雇用の増大その他の当該地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受け

者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

〔新設〕

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

る者を選定するものとする。

〔略〕

（樹木採取権の存続期間）

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、十年以内とする。

〔略〕

（採取跡地の植栽）

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業としての植栽が確実かつ効率的に行われるよう、当該樹木採取区に係る樹木採取権者が当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うことを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

〔略〕

（樹木採取権の存続期間）

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

〔略〕

（採取跡地の植栽）

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。